

## 情報ファイル NO.268

令和6年11月11日

## 一人暮らしの母宅に突然業者が来訪。不用な 靴の買い取りのはずが、勝手に家に入り込 み、宝石数点を安値で買い取っていった...。

## 相談内容

【相談者 50代 女性】

昨日、一人暮らしの母宅に業者が突然来訪し、「不用な靴はないですか」と言われたので、 母は数足出した。次に「金杯はないですか」と聞かれ、母が「無い」と答え、台所に何かを取 りに行こうとしたところ、業者は勝手に家に入ってきた。その後宝石数点を5千円で買い取っ ていったそうである。業者の行動は問題である。今後の対処法は?

## 対処方法

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。中には「『不用品を買い取り貧しい国に寄付する』と勧誘を受け了承したが、業者が帰ったあと指輪がなくなっていた」「身に着けていた大切な指輪を強引に要求された」などといった、きっかけは訪問購入に見える犯罪まがいの深刻なトラブル事例も複数寄せられています。事例をみると、主に80歳以上の女性が当事者となっていることから、特に注意してほしいトラブルです。

訪問購入については、「特定商取引に関する法律」においてルールが定められていますが、内容をみると、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じているようです。

- ・相談者には、今後、家の中に入って〈る業者がいた場合はすぐに警察に連絡されることを伝え、また、クーリング・オフが可能であることを助言しました()。
- ・一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、身近にいる家族など周りの方々が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気づくことが重要です。

トラブルに気づいたら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談して〈ださい(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)。

( )訪問購入の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件で契約解除)ができます。



発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター )

**富山本所**(県東部にお住いの方) TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住いの方) TEL: 0766-25-2777 (消費生活相談 消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)